

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に

基づく一般事業主行動計画

スタッフ全員に魅力ある職場環境を提供できるよう、醍醐病院では「十分に自分の能力を男女が共に発揮できるようにすること」「仕事と子育てを両立できるようにすること」を目的とし、行動計画を策定する。

■ 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 12 年 3 月 31 日

目標 1：有期契約労働者を含む全職員の年次有給休暇の取得率を 1 人当たり年間平均 95% 以上とする。

〈対策〉

- ・ 令和 7 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ・ 令和 7 年 4 月～ 年次有給休暇の取得が極端に少ない職員について、本人及び所属長に対し計画付与を促す。

目標 2：男性の育児休業の取得を促進し、男性の育児休業取得率 20%以上を達成する。

〈対策〉

- ・ 令和 7 年 4 月～ 育児休業を取得できる社員の把握に努めて、対象社員に対し育児休業制度の案内をする。

■ 計画期間 令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

目標 3：男女の平均継続勤務年数差を 1 年以内とする

〈対策〉

- ・ 令和 4 年 4 月～ 退職者に対する離職理由の聞き取りを行い、原因に対して解決策を検討していく。